

多摩市スポーツボランティア 会則

(名称)

第1条 本会は、「多摩市スポーツボランティア（以下「本会」という。）」
と定めます。

(設置根拠)

第2条 「東京2020大会」開催を契機に、多摩市（以下、市という）が2023年6
月に設置しました。

(目的)

第3条 本会は、東京2020大会を通して高まった、地域でスポーツイベント等
を盛り上げていく気運を一過性のものとせず将来へつなげていくため、市
が主催・協力するスポーツイベント等の企画・運営をサポートすることで、
市民がスポーツを楽しむ環境づくり、活気のある地域社会を実現することを
目的とします。

(会員)

第4条 会員は、第6条に規定される方法で登録された者を指します。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、多摩市くらしと文化部スポーツ振興課に設置しま
す。

(申込み)

第6条 入会希望者は、事務局が指定する所定の方法で申込みすることで会員
登録されます。なお、未成年者の入会は保護者の同意が必要となります。

(登録情報の変更)

第7条 会員は、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報
告することとします。

(運営)

第8条 本会は、市と会員が協働して運営します。

(活動の種類)

第9条 本会は、以下の活動を行います。

- (1) 事務局が提供する情報に応じて行う各種ボランティア活動
- (2) 会員の意思決定や、意見交換等、運営に必要な各種会議

(ボランティア活動への参加)

第9条 会員は、事務局が提供する各種ボランティア情報に対し、所定の方法で参加希望を申し出ることによって本会におけるボランティア活動ができます。なお、ボランティア活動への参加決定者は、主催者から提示される条件や募集人数に応じて事務局が決定し、対象者に結果を通知します。

(キャンセル)

第10条 第9条に規定のボランティア活動に参加する者は、体調不良等のやむを得ない事由を除き、協力決定した活動のキャンセルは原則不可とします。やむを得ずキャンセルする場合は、必ず会員自らイベント主催者と調整し、事務局にも事前に連絡することとします。

(遅刻および早退)

第11条 協力決定した活動への遅刻および早退は原則不可とします。やむを得ず遅刻または早退する場合は、必ず会員自らイベント主催者に事前に連絡し、指示を仰ぐこととします。

(待遇)

第12条 活動はすべて無償とします。ただし、イベント主催者からの昼食、ユニホーム等の提供、遠隔地のための交通費支給等がある場合は、その受領を認めます。受領行為はイベント主催者と会員が直接行います。

(注意事項)

第13条 会員は、イベント等で活動を行うにあたり、以下の注意事項を遵守してください。

- (1) イベント等への協力にあたっては、主催者等からの指示、協力案内、マニュアル等に従ってください。
- (2) イベント及び説明会等には、必ず会員本人がご協力ください。
- (3) 会員は、イベント及び説明会等で撮影された映像、写真等は、市、主催者及びイベント関係団体の広報・ホームページ、SNS等で掲載する場合について予め同意があったものとします。

- (4) 会員の活動及び活動予定であったイベント等の中断、中止に伴い、会員に何らかの損害が生じたとしても、市は一切の責任を負いません。
- (5) 会員は、活動において、自己の責めに帰すべき事由により、本会又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。
- (6) 会員は、以下の各項目の行為を行うことはできません。
 - ア 本規約、法令又は公序良俗に違反する行為
 - イ 犯罪行為又はその恐れのある行為
 - ウ 本会又は第三者が有する著作権、商標権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
 - エ 本会や他の会員、第三者の信用若しくは名誉を棄損し、又は第三者のプライバシー若しくは肖像権その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
 - オ 活動に伴い得た物品又は情報等を営利目的その他本会が許諾していない態様で販売等をする行為
 - カ 宗教団体の布教・勧誘行為又は政治団体の宣伝行為
 - キ その他、本会事務局が会員として不適切と判断する行為

(活動中の事故)

第14条 会員は、活動中の事故により会員本人が怪我をした場合、第三者に怪我を負わせた場合および物品等に損害を与えた場合、イベント主催者または事務局が契約する保険による補償を受けることができます。

(定例会)

第15条 定例会は、会員の相互理解、意見交換の場として、概ね年2回開催します。

- (1) 方針検討・課題抽出
- (2) 意見交換・交流・親睦

(退会)

第16条 会員は、退会を希望する旨を申し出ることにより、本会から退会することができます。

(強制退会)

第17条 本規約に定める事項に違反した場合、事務局の判断により前条の規定に関わらず退会とさせていただきます。

(個人情報)

第18条 事務局は、会員から収集した個人情報について、「多摩市個人情報保護条例」に従って適切に管理・運営し、会員が活動を行うイベントの主催者に、必要な個人情報を提供します。会員は、本規約への同意によって、自らの個人情報の取扱いについて承諾したものとします。

(規則の変更)

第19条 この会則は、会員数の過半数の同意を得ることにより、変更することができます。

(その他)

第20条 この会則の施行について必要な事項は、事務局と会員が協議して定めます。

附則

1 この会則は、**2023年6月24日**から施行します。